

令和元年第4回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--|
| 1. 開催日時 | 令和元年12月12日 | 環境衛生課長補佐 | 大塚 義導 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室 | 環境衛生課長補佐 | 兵頭 章夫 |
| 1. 開 会 | 令和元年12月12日 | | |
| | 午前 8時59分 | | |
| 1. 閉 会 | 令和元年12月12日 | | |
| | 午後 0時24分 | | |
| 1. 出席委員 | | 1. 出席議会事務局職員 | |
| 委員長 | 源 正樹 | 書記 | 三好 祐介 |
| 副委員長 | 加藤 美香 | | |
| 委員 | 信宮 徹也 | 1. 会議に付した事件 | |
| 委員 | 河野 清一 | 議案第159号 | 西予市環境基本条例制定について |
| 委員 | 二宮 一朗 | 議案第165号 | 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 宇都宮 明宏 | 議案第166号 | 西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 酒井 宇之吉 | 議案第167号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 欠席委員 | | 議案第172号 | 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について |
| なし | | 議案第173号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 出席説明員 | | 議案第174号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 医療介護部長 | 山岡 薫彦 | 議案第176号 | 西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について |
| 生活福祉部長 | | 議案第181号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号) |
| 兼福祉事務所長 | 藤井 兼人 | 議案第182号 | 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 西予市民病院事務長 | 松末 博 | 議案第185号 | 令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号) |
| 野村病院事務長 | 三瀬 功 | 議案第188号 | 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について |
| つくし苑事務長 | 岩本 博文 | | |
| 医療対策室長 | 亀岡 敦志 | | |
| 長寿介護課長 | 宇都宮 積矢 | | |
| 子育て支援課長 | 松田 禎子 | | |
| 健康づくり推進課長 | 沖村 智 | | |
| 市民課長 | 松本 豊和 | | |
| 環境衛生課長 | 佐々木 邦仁 | | |
| 西予市民病院事務長補佐 | 竹内 寿男 | | |
| 西予市民病院係長 | 沖野 貴洋 | | |
| 西予市民病院係長 | 兵頭 真 | | |
| つくし苑事務長補佐 | 垣内 千幸 | | |
| 長寿介護課長補佐 | 信宮 佳子 | | |
| 長寿介護課保健師長 | 三瀬 穂津美 | | |
| 長寿介護課係長 | 野本 伸治 | | |
| 長寿介護課係長 | 柴田 直樹 | | |
| 子育て支援課長補佐 | 細谷 涼子 | | |
| 子育て支援課係長 | 清家 昌弘 | | |
| 健康づくり推進課長補佐 | 井上 理恵 | | |
| 健康づくり推進課係長 | 土居 靖史 | | |
| 市民課長補佐 | 榊田 寿美子 | | |
| 人権対策室長 | 森川 圭三 | | |
| 市民課係長 | 宇都宮 千春 | | |

開会 午前8時57分

○加藤副委員長

これより令和元年第4回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○源委員長

委員長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

次に、山岡医療介護部長より挨拶をよろしくお願いたします。

○山岡医療介護部長

山岡医療介護部長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

ありがとうございました。

それでは注意事項を申し上げます。発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てからお願いいたします。

それでは、これより先の進行は委員長で行っていただきます。

【医療介護部】

【医療対策室】

○源委員長

これより本日の会議を開きます。

まず、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、医療対策室所管分を議題といたします。

亀岡室長より説明をお願いいたします。

○亀岡医療対策室長

おはようございます。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、医療対策室関係予算のご説明を申し上げます。

補正予算書13ページをお開きください。

今回の補正は、八幡浜地区施設事務組合負担金事業としまして86万7000円を減額補正するものがあります。

八幡浜施設事務組合の総会が終了し、一次救急、休日夜間診療所事業の前年度繰越金額が確定したこと等によりまして、各市町の今年度負担金額が確定したことによる減額補正となっております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

八幡浜施設事務組合の中で、病院関係、環境とか、いろんな部署があるんですけども、八幡浜事務組合で、この部で管轄してるのはどの部分なんですか。

○亀岡医療対策室長

一般会計と特別会計、いろいろあるんですが、医療介護部で担当しておりますのは、八幡浜総合病院に設置しております一次救急、休日夜間診療所についての運営事業の八幡浜市と伊方町、そして西予市、その負担金分でございます。

○酒井委員

八幡浜病院の救急に対してやることについては、現在消防の関係とか救急とか絡んでおります。三瓶町民の救急体制につきましては、八幡浜病院が受け持つという形になっておりますが、その部分の解釈でよろしいんですか。

○亀岡医療対策室長

西予市の三瓶地区分、そのとおりでございます。

○酒井委員

減額になりましたのは、詳しく説明願ったらと思うんですが、人口が減ったとか、対応とか話し合いで減らしたとか、私も議長のとこに行きまして、その事務組合の中で質問しまして、多少そういうものを軽減すべきじゃないか西予市は。旧合併時代に、三瓶町の住民の数とその対応を見直す時期に来てるという話をしたんですけども、減額になったのは、見直しをして、そういう減額の処置がされたのか、ご質問しておきます。

○亀岡医療対策室長

今回の減額につきましては、総会が終了し、前年度繰越額が決定したことによる減額でございます。

今の負担額につきましては、西予市は12%となっておりますが、こちらにつきましては合併時の三瓶地区の人口の割合となっております。こちら、規約に12%と明記されておまして、こちらについての変更は、今年度のところございません。

○酒井委員

当時その議員として私出席いたしまして、も

う合併から16年たってるんだから、人口推移も非常に変化が大きいということで、見直しをする時期に来てるんじゃないかという質問をしまして、考慮しますとか、何かそういう答弁が八幡浜の事務組合の組合長から返事があったんですけども、今回はなされなかったということでございますか。

○亀岡医療対策室長

おっしゃるとおりでございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、医療対策室所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。

当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時10分)

【病院】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時14分)

次に、議案第172号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松末事務長より説明をお願いいたします。

○松末西予市民病院事務長

議案第172号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、看護師等の養成と確保を図り、地域医療の維持と向上に寄与するため、看護師等を養成する施設に在学する者、または在学することが決定している者に対する奨学資金の貸与に関し、必要な事項を定めているものであります。この制度は、平成28年4月1日から運用を開始しておりますが、現在までの利用者が4名となっており、利用者が非常に少ない状況となっているところで

条例では、奨学資金の返還責務免除の要件を西予市立病院で5年間看護業務に従事することとしておりますが、多くの場合、看護師免許を取得してから5年間は、20代前半から後半の年齢であり、結婚、出産、子育てなど、先行きが不透明な時期であり、5年間の看護業務従事は長く、奨学資金を利用するのに障害になっていると考えられます。

今回の改正は、当奨学資金の利便性を促進し、利用者の増加を図り、市立病院の看護師確保につながる必要があることから、返還責務の免除要件となる市立病院での看護業務従事期間を5年間から、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間に見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

奨学金を受けた期間相当ということは、何年間とか何年間とか、いろいろあるということでしょうか。

○松末西予市民病院事務長

そのとおりでございます。

看護師の養成期間、3年制でありますとか、4年制大学に通われるとか、いろいろ条件がありますし、その中でも、4年制大学の中でも、最後の2年間であるとか、そういう借り方もすることも考えられますのでさまざまでございます。

○二宮委員

最初の説明で、募集が少ない理由を言われたんですけども、それは利用者に聞かれて、そういうふうな結論になったのかどうかちょっとお伺いをいたします。

○松末西予市民病院事務長

西予市民とそれから野村病院で、春先に、看護師の募集は7月ぐらいにするんですけども、その前の春先に、県内の看護師養成機関を募集しますからということで、ご案内とお願いに回ります。そのときに養成機関の先生方から、5年間というのは長いというご意見をいただいて、そういう意見をいただきましたので、それに対応するって

うことにいたしました。

○酒井委員

きょうこれCATVで流れてますんで、我々はそれで解釈、大体できるんです。市民にとってわかりやすく説明するとしたら、7月から雇用勤務が始まったら、そしたら借りてる年数が2年だったら2年でいいよと。そして4年間借りたら4年間必要ですよと、そういうことでよろしいんですか。

詳しく、我々はわかるけれども、今これせっかくの機会ですから、市民の人に宣伝するぐらいの、こういう利便性ができましたよというような説明の仕方してくださいよ。

○松末西予市民病院事務長

わかりやすくということなんですけども、看護師を目指す方が看護学校に行かれます。いろんな看護養成機関がありますが、例えば高等3年間行って、そのあと、専攻科に2年間行くということになると、後半の専攻科2年間について貸与ができるわけなんですけど、その2年間にして、2年間奨学資金を借りるという場合については、西予市立病院で2年間勤務をしていただければ、お金を返さなくて済むということになります。4年制大学に行って、4年間丸々奨学資金を借りて、その養成学校に行くということになりますと、そのあと、市立病院に就職をしまして、4年間看護業務に従事してもらいますと、償還金の免除ということになります。

○信宮委員

この奨学金を利用した方が4名ということで、大変少ないように感じて残念に思うんですけども、せっかくこういう制度があるのでできるだけ利用しやすいように、こういうふうに変えられると思うんですけども。この奨学金のほかに、西予市でこの奨学金を借りて、看護師さんになるために学校に行って、別の奨学金も借りる場合があると思うんですが、卒業されて、やはり経験を積むために、若いときは都会で働いて、ほかから借りた奨学金を返して、何年後かに西予に帰って、この西予市内の公立病院で、同じ期間を働いたら免除になるということですかね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時22分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時28分)

○松末西予市民病院事務長

条例上、奨学資金を借りまして、看護師国家試験を受けて、そのあと、卒業後、直ちに市立病院に就職をしないといけないという条例上そういう規定になっておりますので、都会での就職をした後、猶予期間をもって、そのあと市立病院での就職ということとはできないこととなっておりますが、今後、柔軟性を持たせて検討していきたいというふうに思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第172号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第173号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松末事務長より説明を求めます。

○松末西予市民病院事務長

議案第173号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人材の確保につなげるため、地域手当の支給対象を医師だけでなく、薬剤師も支給対象とするための見直しをするものでございます。西予市立病院では、現在も薬剤師の募集を行っておりますが、事前の学校訪問や合同就職説明会に参加するなどして、人材の確保に努めているにもかかわらず、全く応募がない状況でございます。応募がない理由は、給与面で民間企業との賃金格差が非常に大きいことが第一の理由ではないかと考えております。現在、地域手当は、医師の職にある職員のみを支給しているところでございますが、薬剤師においても地域手当を支給し、官民格差の縮減を図ることで、人員確保につなげたいというものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い

願ひ申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

先ほどの看護師さんの奨学金のときにも、いろいろ議論が出たりもしたんですけれども、病院というのは公営企業ですよ。公営企業のメリットというのはやっぱり西予市という行政の会計と、別に、要するに民間的なというか、そういうのがあって、公営企業というのが、逆に僕は設けられと思うんですよ。そう考えると、医師不足、看護師不足、そういうことを考えたときに、もっと思い切った政策ができないのかなとか、そういう条例改正にしろ、と思うんですけれども、そういうところは、公営企業としてのあり方というのが僕もちょっとよくは勉強してないんですけども部長はどのように考えておられるのかなと思いますけれども、ご意見があれば。

○山岡医療介護部長

公立病院の役割としては、やはり民間の医療機関で手が届かないところ、あるいはその地域内の状況を見たときに、医療対策として行わなくてはいけないところを担う、いわゆる、かなり不採算部分は出てくると思います。ただ、その部分を限りなく市の一般会計から補填していただくということは、ご案内のように市の財政状況も非常に厳しい状況があると思いますので、公営企業側としてもそういった要望はしてはいますが、ある程度やはり限界といいますか、適正な範囲のついでいうところを行政部局とも調整しながら進めているところでして、そういった意味で、処遇の改善、あるいはいろんな改革についても、本来思い切ったところもやっていきたいところではございますが、調整しながら、適正な範囲で進められるよう協議しながら進めているところでございます。

○二宮委員

ちょっと話広がるかもしれないんですけども、単純に考えて、今部長が言われたその公立病院としての役割というのはよく理解できるんですけども、病院におられた人が個人病院にするとかなりもうかると、実際にもうかっていますよね、で公立病院は赤字やと。そのやっぱり仕組みというのはあると思うんですけれども。公立病院でも、例

えば、優秀な先生とか人気がある医師とか、そういうのが来られると流行ってくるわけですよ。だからそこところは、どこを見てそういう方針を決めたらいいの。ぎりぎりのところで、民業圧迫しないようなのが公立病院なのか。もっともっと公立病院を活性化して、流行るいうたら言葉悪いかもしれませんが、流行る病院にして市民に還元するのとか、私も最近久しぶりに市立病院に行かさせていただいて、お昼前やっただんですけども、もう11時半過ぎぐらいに結構がらがらやっただですよ。本当に。これ午後から患者さん来るんやろうかなというふうな認識で、ちょっと心配を逆にしたんですけれども。

そういうところの発想、先ほど言った公営企業というところと公立病院というところと、もう少し市行政部局と相談していただいて、私的には積極的な経営をぜひお願いしたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○山岡医療介護部長

先ほど、二宮委員が市民病院に行かれて、その時間帯少なかったということも少し言われましたが、たまたまその日は、その時間帯、そういう状況だったのかなというふうに思いますが、私が今、毎月報告を受けている中では、両病院とも、患者数については一定数を確保してはいますし、かなり混雑している状況、あるいは特に、市民病院におきましても、今年度整形外科医がご着任いただきまして、専門性も持たれてはいますので、近隣からも患者が増えている。あるいは野村病院においては、地域医療に非常に重きを置いて、いろんな展開をしているということをお聞ひしております。

ですので、そういったニーズに応じた、あるいはその両病院で救急を2次救急していることも、近隣で言いますと、八幡浜、大洲地域においても非常に、あれだけの多くの病院があってもちょっと困難な状況のところが出ておるというふうに会議でも聞きますが、今両病院では何とか少ない人員でもやっていますし、ここが崩壊すると宇和島市立を含む、次の3次救急にも影響が出てくるので、そういったところは公立病院間で連携しながら進めているところですが、ただこの病院も、処遇のこともありますが、人員が不足しているのは、これは同じ状況でして、先ほど言われた処遇改善、もっとこう大胆な取り組みということも、一生懸命今、まだ検討もしながら、やれることは

やっていますので、今後とも議員各位の皆さんからご提言をいただき、そういったことも進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

今のご説明で民間との賃金格差ということですが、差し支えがなければどのぐらいの賃金格差があるのか。

また、今後地域手当を薬剤師の方につけられるのであれば、どのぐらいの月手当をつけられるのかお伺ひいたします。

○松末西予市民病院事務長

民間との格差でございますが、西予市の薬剤師の初任給でございますが21万3060円でございます。ある民間企業の初任給では、全国転勤型で33万5920円、四国内勤務で28万9400円、それから、転勤を伴わない、エリア内移動ということで28万6630円。また別の民間企業では、初任給30万円。もう一つの別の企業でありますと30万1000円となっており、初任給での民間格差は約7万4000円から12万3000円の格差があるところでございます。

地域手当を薬剤師に支給するというところでございますが、基本給の15%を地域手当として支給することを考えております。初任給に15%を乗じた地域手当が3万1959円になります。これを基本給に加算すると24万5019円になります。地域手当を加算したとしても4万2000円から9万円の格差があるところではあります、若干縮まるということにはなると思っております。

○加藤副委員長

追加なんですけれども、定年まで薬剤師の方が、西予病院で勤められた場合と、民間で定年まで勤められた場合になると同じぐらいにはなるんでしょうか。

○松末西予市民病院事務長

民間で定年まで勤めた場合、幾らになるかっていう調査が、なかなかその個人によってもそれぞれ違うと思いますので、調査ができてない状況でございます。定年まで勤めた場合の格差というのは調べてなくて、市立病院で勤務した場合は、給料表によって、1年間で4号給昇給をしますので、その分の金額は上がっていくということで

ございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第173号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時43分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時46分)

次に、議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

松末事務長より説明を求めます。

○松末西予市民病院事務長

議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の西予市民病院医事委託業務における債務負担行為を設定するものでございます。外来受診や入院に関する手続、診療行為の料金化と、これに伴う保険請求、診療費の収納、公費負担医療制度や関連法令に基づく処理、診断書及び証明書等の文書処理などの医事業務等につきましては、引き続き、令和2年4月1日から業務を実施する必要があることから、年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時48分）

【つくし苑】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時50分）

次に、議案第174号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

岩本事務長より説明をお願いいたします。

○岩本つくし苑事務長

議案第174号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、つくし苑の職員で、ボイラー作業に従事する職員と、汚物処理、または危険と認められる業務に従事する職員に支給する危険手当の内容を改正するものであります。ボイラー作業に従事する職員に1日120円、汚物処理または危険と認められる業務に従事する職員に1日100円支給するもので、施行は令和2年4月1日からです。全国的に介護の人材確保が喫緊の課題となっている中、本市の介護現場の職員が安心して働くことができる環境構築を目指すとともに、処遇改善を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時52分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時58分）

岩本事務長の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第174号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、医療介護部の審査を終わります。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時59分）

【福祉事務所】

【長寿介護課】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前10時09分）

ただいまより生活福祉部及び福祉事務所の審査を行います。

開会に当たりまして、藤井福祉事務所長より挨拶をお願いいたします。

○藤井福祉事務所長

藤井福祉事務所長が挨拶を行う。

○源委員長

ただいまより審議に入ります。

議案第165号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長より説明をお願いいたします。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第165号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

宇和福祉センターは、社会福祉活動の向上と充実を図り、社会福祉の発展に資するために設置されております。現在、祝日等除いた月曜日から土曜日が開館日となっております。宇和福祉センターの利用状況は、直近で5カ年の年間平均で見ますと約3,200人、月平均では273人の方に利用いただいております。また、利用状況を曜日別に見てみますと、今年度10月末日までの利用率は、火曜日が開館日29日で、利用のありました日が28日、利用率は96.6%と最も高く、土曜日は開館日が

30日、利用のありました日が12日、利用率は40%と最も低くなっております。そのほかの開館日の利用率は51.7%から75%の利用率となっております。

今回の改正は、施設の利用方法を見直し、コスト削減を図るために、土曜日を閉館日とする、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、土曜日の施設利用につきましては、現在の日曜、祝日と同様の手続により利用することができます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

福祉施設、福祉センター、結構どこにも、旧町ごとにまだあるようなところもあるんですけども、これは建ったときにいろんな施設の利用の規則や規約があるんですけども、このあたりは将来的には統一されるつもりですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時15分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時21分)

○宇都宮長寿介護課長

西予市にある公共施設の条例等の統一でございしますが、現在ある公共施設につきましては、それぞれの目的に応じた条例を制定しております。現在のところ、その目的に応じた条例制定でございしますので統一することは考えてございません。

○酒井委員

長寿社会が段々進んでいく中で、何かそういう長寿の人たちが健康になるための施設そのもの自体が非常に減退しているような、私は現在しております。生き生きとした老人社会ができる、高齢化社会ができる、長寿社会ができるためには、惜しみなくそういう形のを配慮していただきたいと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第165号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第176号「西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第176号「西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」ご説明を申し上げます。

本基金は、宇和游の里健康センターの運営を業務委託していた期間に勤務されておりました職員につきまして、その期間、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入することができなかつたため、その不利益分を保障するために積み立てられた基金でございます。

今回の改正は、指定管理者による宇和游の里健康センターの管理運営が令和2年3月31日をもって終了することに伴い、西予市游の里健康センター条例の廃止にあわせまして、本条例を廃止するものでございます。

なお、現在保有している基金は一般財源といたしますが、対象となる職員の退職年度に不利益相当額を支払うこととなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第176号「西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時25分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時26分)

次に、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、長寿介護課所管分及び関連がございますので、議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」の2件を一括議題といたします。

宇都宮課長より説明をお願いいたします。

○宇都宮長寿介護課長

それではまず初めに、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

歳出予算のみの補正となっております。予算書の12ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、28節繰入金、介護保険特別会計繰出事業9万9000円を減額計上しております。これは、介護保険特別会計のうち、一般介護予防事業費79万2000円の減額に伴う市負担割合12.5%に相当する一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上で、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」の長寿介護課所管分のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、保険者機能強化推進交付金874万4000円の増額とこれに伴う財源の組み替え、介護予防評価事業委託料79万2000円の減額及びこれに伴うものでございます。

歳出予算からご説明を申し上げます。予算書の9ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費ですが、予算の増減はございません。事業の財源892万6000円を特定財源から一般財源に組み替えるものでございます。特定財源892万6000円の内訳ですが、保険者機能強化推進交付金874万4000円の内示による介護給付費準備資金基金繰入金874万4000円と、介護予防評価事業委託料79万2000円の減額に伴う第1号被保険

者保険料の負担割合23%に相当する介護給付費準備基金繰入金18万2000円の合計892万6000円を減額し、一般財源892万6000円を増額するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、5目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、同じく、7目認知症総合支援事業費につきましても、財源の組み替えでございます。特定財源となります保険者機能強化推進交付金の国庫支出金874万4000円を2つの事業費の財源として按分して充当しております。そして一般財源を減額するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業79万2000円を減額計上しております。これは、今年度予定しておりました介護予防評価事業の在宅介護実態調査をよりの確、正確なものにするために、今年度、令和2年1月から令和2年度の2カ年で行うことといたしました。このため、今年度の予算を減額し、債務負担行為を補正するものでございます。財源につきましては、特定財源を事業費の負担割合に応じて、国25%、県12.5%、繰入金12.5%、その他支払基金の27%を次の10ページにありますように減額しております。また一般財源では、第1号被保険者保険料分の23%に当たります18万2000円を減額するものでございます。

以上で、歳出予算のご説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算をご説明いたします。予算書7ページをお開きください。

4項国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金19万8000円を減額計上しております。介護予防評価事業費79万2000円の減額に伴う国庫負担の25%に相当するものでございます。

次に、5目保険者機能強化推進交付金874万4000円でございますが、令和元年度保険者機能強化推進交付金の内示により増額計上しております。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金9万9000円、6款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金21万4000円。8ページの8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目地域支援事業繰入金9万9000円をそれぞれ減額計上しておりますが、これは介護予防評価事業費79万2000円の減額に伴う事業費の負担割合、

県12.5%、支払基金27%、先ほど、一般会計でご説明申し上げました市12.5%に相当するものでございます。

次に、8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金892万6000円を減額計上しております。これは保険者機能強化推進交付金874万4000円と、介護予防評価事業費79万2000円の減額に伴う第1号被保険者保険料の23%に相当する18万2000円の計892万6000円を減額するものでございます。

以上で、議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」のご説明とさせていただきます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本件2案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○源委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まずは、議案第181号についてお諮りいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時36分）

【子育て支援課】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前10時54分）

続きまして、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、子育て支援課所管分を議題といたします。

松田課長より説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

それでは、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」の子育て支援課所管分につきまして、補正予算書に基づきご説明を申し上げます。

歳出予算からご説明申し上げます。予算書の13ページ上段をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費844万2000円の増額補正でございます。この内容につきまして、事業概要をごらんください。保育所（園）管理事業につきまして、公立保育所（園）におきまして、保育士等職員の働きやすい職場環境の整備と事務の効率化、省力化を図り、保育内容の充実及び保護者への連絡周知の徹底を目指し、令和2年度から保育業務支援システムの導入を計画しております。導入に当たり必要となる環境整備にかかる工事請負費36万9000円とタブレット端末購入費として40万8000円の合計77万7000円を導入にかかる経費として計上するものです。

続きまして、事業概要2行目の児童福祉施設整備事業でございますが、12月1日現在、西予市全体で、待機児童が12名、内訳としまして、ゼロ歳が11名、1歳が1名となっております。また、ゼロ歳から2歳の就園率の増加と乳児期早期からの就園希望が増加している現状があります。

この現状を踏まえ、小規模保育事業所の開設を計画しております個人に対し、国の保育対策総合支援事業補助金を活用し、開園予定施設の改修費用を補助する経費766万5000円を計上するものです。

歳入につきましては、予算書10ページ下段、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金のとおり、国2分の1、補助金額511万円、市4分の1、255万5000円、事業主4分の1、255万5000円の負担でございます。

続きまして、16ページ中段をごらんください。

10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費につきまして46万6000円の増額補正でございます。この内容につきましては、先ほどの保育所と同様の保育業務支援システムを幼稚園にも導入するに当た

り、必要となる環境整備にかかる費用、工事請負費33万円とタブレット端末購入費として13万6000円の合計46万6000円を導入にかかる経費として計上するものでございます。

最後に予算書6ページをごらんください。

債務負担行為の追加として、令和2年度に実施予定であります第3表の上から6行目及び、下から3行目の保育所、幼稚園の保育業務支援システムの使用料、並びに上から7行目の新野村保育所の建築工事延長による仮設保育所リース料の3事業につきまして、限度額を設定しております。

以上、令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）子育て支援課所管分のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

2点あるんですけども、ひとつずつ切って、2回に分けて質問させていただきます。

まず保育業務支援システム、幼稚園と保育園と2つあるそうなんですけど、これの具体的な説明、細かい説明をいただいたらと思います。

○松田子育て支援課長

保育業務支援システムの具体的な内容でございますが、大きく2つをまず初年度に実施する予定になっております。

1つ目として、登校園管理がございまして、2つ目として、保護者への情報提供、周知徹底があります。このやり方といたしましては、これまで、幼児の登校園管理につきましては、職員が手書き、またホワイトボードなどを使用して、そのあとパソコン入力をしておりました。今後システムを導入いたしますと、保護者が登校園時にタブレットにタッチしていただくだけで、園児の状況が把握可能となりまして、職員の業務時間の短縮と安全な保育提供につながると考えます。

また、2点目の情報の周知徹底なんですけれども、これまででは、各クラス担任保育士から保護者へ、個人携帯を利用して口頭連絡での周知を行っておりましたが、一斉に共通内容を迅速に伝達することで、情報の周知徹底が図れることや職員の

業務負担の軽減につながると考えます。

以上が大きな2点になります。

○宇都宮委員

ただ今の説明で理解できましたので次の質問に移らせていただきたいと思います。

13ページ下段の児童福祉施設整備事業、小規模保育のことだろうと思うんですけども、国の制度改革で許可がおりやすくなったという話を聞いておるところでございます。この事業、幾つかの項目がどうもあるそうなんですけども、そこらの説明を願いたいと思います。

○松田子育て支援課長

まず地域型保育事業と申しますのは、子ども・子育て支援制度におきまして、子どもが減少し、保育所として維持できない場合でも、身近な場所で保育の場の維持が可能となるように、新しく創設されました。地域型保育事業が対象とする子どもは、待機児童の9割を占めるゼロから2歳児で、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業となります。

○宇都宮委員

今説明いただいて、どうも4つの事業があるようなんですけれども、現在西予市での状況、この4つの事業で、この事業は、今こういうことをしてるとか、この事業はまだちょっと手がつけられてないとかいうそこらの説明をお願いします。

○松田子育て支援課長

市内で、地域型保育事業を実施しているところでございますが、事業所内保育事業を実施しておりますスマイル保育園が1施設あります。ゼロから2歳児を対象とし、定員が15名となっております。

今回の小規模保育事業は初めての開園となります。一応小規模保育事業B型の予定と相談は受けております。

○二宮委員

小規模保育事業所ということ自体が理解できないんですけども、どういうものかというのを説明してください。

○松田子育て支援課長

先ほども少し触れたんですけども、小規模保育事業と申しますのは、ゼロから2歳を対象としておりまして、小規模の人数でも実情に応じて保育を実施することができるということで、通常の

保育園では20名の定員となっておりますが、20名では運営できないだけどもう少し規模を小さくすれば、実情の待機児童の解消につながるかと、そういうふうな現状に応じたものとして、市町村が認可できるというふうなことで、子ども・子育て支援法に、児童福祉法の中に位置づけられたというふうなことになっております。

通常の保育施設よりは規模が小さく運営が実施できるということと、職員配置も小規模の実情に合わせて配置ができるというふうなところが特徴になるかと思われま。

○二宮委員

ということは、今10月から始まった幼児教育保育無償化の対象保育園ということで、認可保育所ということでもいいのでしょうか。

○松田子育て支援課長

認可保育所ということで、市が認可する保育施設になります。

○二宮委員

今現在ある認可外保育所は市内にあると思うんですけども、そういうところは、今回の今言われた法律には該当しないんですかね。

○松田子育て支援課長

現在認可外保育施設がございますが、認可を受けるには、その基準を満たさなければいけないというふうな状況もございます。その認可に近づくような事業所内の経営とか、いろんなことで相談はしておりますが、認可外も無償化の対象には入っており現状では、認可外で経営をしていくということで、認可をする状況には至っていないということで、県とあわせて指導には入っておりますので、認可がとれるような方向性を目指していただきたいと、市では考えております。

○二宮委員

今、何か個人で事業を開設されようとしているという説明やったんですけども、差し支えなければその場所と時期とをお願いしたいと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時08分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時14分)

○松田子育て支援課長

もうすぐ認可申請を提出していただく予定になっておりますが、詳細につきましてはまだ申請が出てない状態ですので、今お答えできることが限

られておりますが、定員は9名で、開設予定が令和2年度7月を予定しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

保育所保育園管理事業77万7000円と、幼稚園管理事業、同じようなことで46万6000円。保護者ですか、業務の簡素化、そこら辺で、こういった支援システムを入れるというのはわかるんですけども、その登校園の管理事業と保護者への通知だけで、タブレット等を導入する当年度はわかるんですけども、債務負担行為で年間110万。ちょっと費用かかり過ぎるんじゃないかと思うんですけども、どんなところでしょうか。

○松田子育て支援課長

初年度は、まず登校園管理及び保護者への周知徹底を考えております。計画的に、3年なんですけれども、今後、いろいろな指導案だとか、あるいは契約、計画案、保育士の先生方がすごく時間をかけておられて、パソコンを導入することによってもう少し事務が簡略できるのではないかっていうふうな内容のこと、あるいは指導監査の調書の作成等の帳票等への利用だとか、そういうふうなところを2年目にやっていく。3年目以降は、また、各保育園によってシステムを有効活用していく。そういうふうな計画を、今後庁舎内委員会を立ち上げて、どういうふうなところをより効率化していきけるかっていうのもあわせて検討しながら進めてまいります。それにかかる費用、今後も入る費用を含めて、債務負担行為を設定させていただきました。

○河野委員

そしたら、当年度はシステムの導入、基本的なところとその機器の導入で120万ぐらいいる。2年度、3年度、またシステムを拡充していくという理解でいいのでしょうか。

○松田子育て支援課長

初年度、今回補正を上げさせていただいたのは、まず登校園を主としたもので機器の整備を挙げてます。令和2年度から、システムの導入は進めていく予定にしておりますので、また新年度、細かいことにつきましては、後ほどの計画、新年度計画とあわせて説明させていただくようになるかと思うんですけども、今回は早目にそのタブレットの機器を導入するに至りましては、保護者

の方たちも慣れていただくっていうふうなことが必要になってくるってということと、あとシステムを導入する前の準備が必要ということで、補正予算で対応させていただいたということで、具体的にシステムが動き出すというのは、令和2年度からになっていく予定になっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時20分)

【生活福祉部】

【健康づくり推進課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時22分)

次に、議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

沖村課長より説明をお願いいたします。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」ご説明申し上げます。

西予市健康保養地中核施設、クアテルメ宝泉坊は、健康資源である温泉水を活用して、市民に健康づくりの場を提供し、あわせて、保養、休養など、生活の質の向上や地域間交流の促進に資するため、平成17年の開館以来、指定管理者制度により、株式会社しろかわファクトリーに管理運営を委託しているところでございます。

本施設は、市内はもとより近隣市町からも大勢の方に利用されてきましたが、近年の圏域人口の減少及び近隣の類似施設との競合、施設を取り巻く社会情勢の変化により、今後の経営見通しについて懸念されるところとなりました。

西予市では、第三セクター経営評価会議等で、当該施設の運営について検討してきた結果、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、民間事業者の企画力やノウハウを活用しながら、地域経済の活性化とインバウンドを含めた交流人口の拡大につなげるため、当該施設の無償譲渡及び土地の無償貸付等を譲渡条件として運営することが望ましいと判断し、プロポーザル方式による施設運営者の全国公募を実施いたしました。その結果、11月28日開催の西予市観光関連施設等貸付等選定委員会におきまして、最優秀提案として、株式会社ありがとうございますが譲渡先候補者に決定をしたことから、今後の譲渡等に係る仮契約など、所要の手続を初め、施設の引き継ぎが的確に進められるよう、令和2年4月1日を施行日として、西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

健康保養地中核施設、クアテルメということですけれども、現状、そのプールですけれども、2月末で休むというふう聞いております。4月1日からありがとうございますで運営されるということですが、ありがとうございますが4月1日から確実にできるのか。また、準備期間が半年ほどいると言われるのか、そこら辺の情報があればお教え願ったらと思います。

○沖村健康づくり推進課長

ただいま2月末の営業停止後、譲渡先の開業まで、どのようなことになるのかというご質問につきましてですけれども、この後、本議会で議決をいただきましたら、所要の手続を進めさせていただきます。

先ほど説明申し上げましたとおり4月1日以降に譲渡ということになりますので、前回の譲渡の条件の中に、1年以内に再開をするということ盛り込んでいただいているところでございます。したがって、現在のところ、その再開の期日というのはいきり申し上げられません。

○河野委員

営業再開を1年以内という契約の内容も聞いておりますけれども、仮に1年なり休まれると、施設等のまた整備、再開するために、物すごい費用がかかるんじゃないかならうかと思えます。そこら辺もあわせて、ありがとうサービスの早急など言いますか、できるだけ早い時期の再開というのを要望していただけたらと思います。

○沖村健康づくり推進課長

譲渡先には、このことについてしっかりと伝えておきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時29分)

【市民課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時32分)

次に、議案第166号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松本課長より説明をお願いいたします。

○松本市民課長

それでは、議案第166号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するものであります。住宅新築資金等貸付事業特別会計は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、住環境改善対策の一環として、住宅の新築や改修等をしようとする者に対し、必要な資金の貸し付けを目的に設けられたものです。これまで317件、8億9546万3000円の貸し付けを行い、地域における居住環境の整備改善を図ってまいりました。

今回の改正の内容は、貸付事業が平成9年度をもって終了し、以後、収納業務のみを行ってまいりましたが、今年度で最終借り受け人の元利支払い期限が満了することから、西予市住宅新築資金等貸付事業を廃止し、本条例の一部を改正するものであります。施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

なお、一部滞納となっている方の滞納金回収処理につきましては、一般会計収入として処理するとともに、適切な回収に努めてまいります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

○酒井委員

最終的に来年3月末までに、未回収金額はどれだけ残りますか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時34分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時36分)

○松本市民課長

滞納の分ですけど、宇和地区で26件、5425万4454円、野村地区で16件、3367万5871円、合計42件で8793万325円となっております。これは、30年度末の滞納となっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。
お諮りをいたします。

議案第166号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第167号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」議題といたします。

松本課長より説明をお願いいたします。

○松本市民課長

それでは、議案第167号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで特別職非常勤職員として任用してきた隣保館館長を会計年度任用職員として任用する必要があることから、本条例に定める隣保館館長の報酬に係る規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第167号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時39分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時40分)

次に、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、市民課所管分を議題といたします。

松本課長より説明をお願いいたします。

○松本市民課長

それでは、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」の市民課所管分につきまして、補正予算に基づきご説明を申し上げます。補正予算書の12ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。まず、歳出からご説明をさせていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍

住民基本台帳費、補正額50万円の増額補正でございます。国に求められたマイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、円滑な取得、更新の推進を図るため、窓口カウンターの一部を改修してマイナンバーカード交付受付カウンターを設置する費用を計上するものであります。

続きまして、10ページの歳入をごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、補正額50万円の増額補正でございます。歳出でご説明いたしました窓口のカウンター改修にかかる費用について、個人番号カード交付事務費国庫補助金を増額するものでございます。

以上、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」の市民課所管分のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

マイナンバーカード用に特別カウンターを作らんといかんというのは国からの指導ですか。

○松本市民課長

窓口のカウンターを設けることによって、お客さんを待たさない形で取り組みたいということで、今回補正で上げました。

○源委員長

今二宮委員の質疑は、これは国からの指導かどうかということなのでそれについて答弁をお願いします。

○松本市民課長

このマイナンバーカード交付円滑化計画を国に提出しましたので、それに基づいて、マイナンバーカードの交付件数が増加することを見込んで、今回かかる費用について国の補助がとれるということなので、今回の補正で、窓口のカウンターを改修することになりました。

○二宮委員

国の補助がとれるかなということで多分申請されたんだと思うんですけども、総合窓口のときにはもうそのままあそこに総合いう看板だけで総合案内をされて、私どっちが大事かなというと、そっちのほうが大事だと思ってるんですけども。

マイナンバーカードの促進は、確かに僕も必要やと思うんですけども、その活用ですよ。いろんなところで活字でマイナンバーカードをこういうふうに活用したらいいんじゃないかなというのは出てくるけども、実際に私自身持って、今、1回も使ったことがないという、確定申告以外では。残念な状況なんで、そのの見通しがもしあれば、活用について、情報とかがあれば教えていただきたい。

○松本市民課長

マイナンバーカードについては今後、令和3年3月を目標として保険証としても使える形に今、国のほうで、改正される予定になっております。

○酒井委員

今言ったのは国保ですか、健保ですか、どちらですか。

○松本市民課長

一応全ての保険証を適用する予定になっております。

○酒井委員

マイナンバーカードは大平部長が来られたときに、西予市で日本一になろうじゃないかということで、非常に取り組んだんですけども、最初のうちは成績がよかったですけども、昨今少し低迷しとるんで、こういうものをやらんといけんのかなというような感じがいたしております。

今度の課税のやつでも国が、マイナンバーカードを使った場合の還付金になんかというようなものも計画しているようですから、そういうものについてしっかりやってほしいと思いますが、現在全国で何位ぐらいになってますか。

○松本市民課長

11月1日現在ですけど、全部の市町村入れた場合34位。特別区・市の場合は19位です。

○酒井委員

一つ職員の中にも入ってない人もおるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はとらえておりますか。

○松本市民課長

市民課としては情報がなく、総務のほうで情報はあると思います。

○酒井委員

やはり日本一を目指した形がありましたんで、こういうことも含めて、もう一度、再度挑戦する、継続することが力でございますので、ひとつ

頑張っていたきたいと思います。

○松本市民課長

わかりました。進んで取り組みいたします。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時47分)

【環境衛生課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時51分)

次に、議案第159号「西予市環境基本条例制定について」を議題といたします。

佐々木課長より説明をお願いいたします。

○佐々木環境衛生課長

それでは議案第159号「西予市環境基本条例の制定について」ご説明をさせていただきます。

先の本会議で藤井生活福祉部長からご説明申し上げました内容と重なりますが、本条例は、本市における環境の保全及び創造に関する基本理念並びに市民、事業者及び行政の役割の基本となる事項を定める枠組みを示すとともに、これまでの社会経済活動を見直し、環境に優しいまちづくりを進めていくための指針とするため制定するものであります。

これより本条例について条を追ってご説明を申し上げます。

第1条から第3条で、この条例の目的や用語の定義、基本理念を定めるものでございます。第4条から第6条は、市、市民、事業者の責務を。第7条は、滞在者の協力を定めるものでございます。第8条から第10条は、施策の基本方針や環境基本計画、環境の状況の公表について定めるものであります。なお、環境基本計画につきましては、環境に関する総合計画的なものであります。

て、一般質問の際にもお答えいたしました。令和2年度に基礎調査を行い、令和3年度に計画策定を行う予定としております。第11条から第20条までは、環境の保全に係る取り組みや規制及び推進連携に係るものを定めております。第21条から25条は、環境審議会に関することを定めるものでございます。環境審議会は、市の附属機関として設置し、市長の諮問に応じ、自然環境及び生活環境の保全を図ること。また、環境基本計画における市民が健全な心身を保持するための施策や基本的事項について審議する機関となります。審議会委員は、環境の保全に関し、各学識経験のある者、市民団体の代表者、事業者の代表者、市議会議員、その他市長が必要と認めるものの10人以内で構成することとし、その人選につきましては、今後検討していく予定です。第26条は委任規定でございます。附則につきましては、施行日を令和2年1月1日と定めるものであります。

以上で、西予市環境基本条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

一般質問でも、環境基本条例については、中村議員が質問したり、質疑もしたと思うんですけども、まず一番感じるのは、私自身は突然出てきた感じがします。環境基本条例というのはやっぱり西予市にとって今何が問題で、どうしてほしいかということがあってできるもの。もちろんこの中には今からの基本計画があったり審議委員会つくってやりますよということはあるんですけども、もう頭ごなしに、条例があるからしなさいというふうな感じに受け取られかねない出し方やないかなと私は思うんですけども。そういうところのご意見を拝聴したいと思います。

○佐々木環境衛生課長

環境基本条例の取り組みに、急遽なっただけではないかというようなご質問だったと思うんですが、本議会の中でも申し上げておりますが、現在地球温暖化に伴う気候変動や大規模災害の発生など、地球規模にそういった広がりがありますし、身近なところでは、原子力等の東日本大震災の被害

を受けての再生可能エネルギーの普及ということで、逆にその地域の自然環境とか、生活環境などについて、太陽光パネルとか、風力発電というような再生可能エネルギーが国のほうでも取り組みが進んでいる状況でございます。

このような中で、これらの環境問題を改善していくというところで、市民と事業者、行政が、環境に対する役割、認識を持って、それぞれが環境に配慮した取り組みを行っていくことが必要ということで、今回条例の制定ということで提案をさせていただきます。

また県内においても、6市4町が、この環境基本条例を制定しておりまして、今後、2市1町が策定予定ということで聞いております。

そういったこともありまして、市としまして、環境基本条例の制定が必要と判断したものでございます。

○二宮委員

私自身も、この環境基本条例が必要というのはものすごく以前から思っておりますし、行政視察も長崎県対馬市とかにも行って勉強もさせていただきまして、そのときに、今現在西予市に起こっている問題というか、状況だけ考えても、今課長言われたような太陽光、風力、そして、今コロナというやっぱ西予市で取り組んでいる、そういうことを考えても、必要というのはもう間違いないことなんですけれども、その進め方ですよね。ほかの市とかのネットとかで、ホームページとかで載ってますけども、見ても、例えば市の職員の中でプロジェクトをつくって研究をして、持っていくとか、市民の方にいろんなご意見を聞いて進めて、検討委員会とかワークショップとか、いろいろやり方あると思うんですけども、そういうのをかけて、1年から2年、または、少なくとも半年ぐらいかけて、この条例を制定するとかいうやり方というのが普通かなと思っております。例えばこう出る前に、我々議員にも議会にもそういうのが来るのかなと。ましてや、一般質問で議員が作りませんかという質問しとるわけですよ。それに対しての返答は全くなしでいきなりですよ。そここのところの出し方ということ自体が、自分の一般質問にも言いましたけども、やっぱりボタンのかけ違いになるんじゃないかと。市民の感情、市民の人が思われることからしたら、どうしても条例があるからこうせいよって言われてるみたい

な感じになるんですよ。だからそのところがやっぱり進め方をもうちょっと考えていただきたいし、もちろんこれ条例ができるのはいいんですけども、今後、条例ができたとしての進め方を、そういうところに気を配りながら、業者に対しても市民に対しても進めていただきたいと思うんですけども、そういうところはいかがでしょうか。

○藤井生活福祉部長

貴重なご意見ありがとうございます。

環境基本条例につきましては、課長からも説明がありましたので西予市の大きなところの環境に対する保全、創造に関する、大きな方向性を示させていただいておるものでございます。

この後、環境基本計画の策定という細かい、じゃあどうしていくのかという成果指標とか目標とか、そんなものを今後検討してまいりますので、その際には、二宮委員からいただいた意見を参考にさせていただきまして、市民やそして議会にも丁寧にご説明しながら、また、参画できるようにあれば、参画していただくような形で進めさせていただきたいと考えております。

○二宮委員

くどいようでもう1点だけ。この基本理念を見たときに、誰に聞いたんぞと言いたくなるというところをちょっとつけ加えさせていただきますので、お願いします。

○佐々木環境衛生課長

基本理念につきましては、当然この環境基本計画を作るのに、それぞれ国・県、県につきましては今年度環境基本計画の改定を行うようになります。基本的には国・県の計画のもとに市の計画っていうところになりますので、これにつきましては、そういったところと整合性が図れるような形で基本理念というのは、一応考えて記載をさせていただきます。

○源委員長

ほかにありませんか。

○酒井委員

この条例は意外と難しいいろんな問題抱えてると思うんです。環境というものそもそもなんだと。基本条例には自然との問題がうたってあるけど。今COPが、国際会議がやられてますけども、石炭エネルギーだとか、エネルギーの問題まで全部自然とのかわりの地球規模で考えるの

か。それとも、私は最初は、これ景観条例的なもんかなと思ってたら、景観条例じゃなしに、大きな地球規模でも、再生エネルギー、そういうことも全部含んだ形の環境という概念のようなどらえ方ができる基本条例になってるんで、私は環境とは何ぞやというところからみんなが議論する、先ほど二宮委員が言ったような、そういう協議もして、環境と、そして、CO2を出さないとか、オゾン層の問題とか、いろんな問題を絡めた形の中で、これから基本計画の中でやるのか、まだしっかりとってないような気がするんで、そのあたり基本計画の中でうたってくるんだろうと思いますけど。この基本の理念からだけ言いましたら、地球規模でやっぱり考えなきゃいけないのかなというような考え方をいたしております。ただ、最近、景観の問題とか、いろんな問題が出ておりますので、再生エネルギーの、非常に設置とかいろんな問題が市の中にもいろんな問題を抱えてるんで、早急に出てきたとか、そういう話もありましたけど、概念的な地球規模でやるというような解釈でよろしいのでしょうか。

○佐々木環境衛生課長

基本的なところ、国では当然地球規模で検討するといったことで、市町村の取り組みとしては、どういったことでそういう地球温暖化の防止が可能になるのかどうか、やっぱり国で方向性を示して、市としてどういった取り組みというところがあるんですけど。この環境基本計画っていうのは本当環境全般にかかるもの、いわば相対的な市の方向性というところがございます。ですからこの環境基本条例の下に、例えば都市計画とか、景観とか、それぞれのいろんな法律の体系が今度ひもづけをされてくるっていうところになりますので、実際ちょっと細かいところになると、そういったそれぞれの個別の条例とかいうところで、この環境基本条例に基づいて、こういった計画がありますよっていうようなひも付けになりますと思います。ですからこの計画の中で、余り細かいところまでっていうのは書くことにはならないというところまで認識をしております。方向性だけ位置づけをして、それぞれそれに付随する条例等に対して計画が策定をされるというふうな考えであります。

○酒井委員

西予市で、この環境条例ができることによっ

て、地球温暖化の抑制が多少なりとも影響、努力ができるとお考えですか。

○佐々木環境衛生課長

その点につきましては、また環境基本計画を策定をする上で、そういったどういった成果を求めていくかというところで、成果指標をつくって、それで削減が可能かっていうようなところになってくると思います。実際この計画をつくったから削減できるかっていうことになりまして、やはりそれぞれ市民が日ごろのそういった、ごみの処理の関係とか、少しでもそういった減量をしていくとか、環境に優しいその生活をしていくところになりますので、そういった市民の取り組みが重要になってくると思っております。

○酒井委員

私はこの条例を上程したときに、地球温暖化の小さな小さな小さな水滴の一滴ではあるけれども、第一歩だと思っております。私の解釈が間違っていましたらお許しください。

○藤井生活福祉部長

ありがとうございます。

私も同じ気持ちで、この一歩踏み出したのではないかと、市もというふうに考えておりますので、今後ともご協力いただけたらと思います。

○信宮委員

現在、宇和町の重伝建地区中町の上には一般質問にもありましたように、大規模な太陽光発電、また高山線には、今8基の風力発電が建設されて今試験運転を時々しておるんですが、また新たに梶原風力発電か、そういうものも計画されておるんですが、普通の市民から考えると、どうして市はあんなことを許したんやろなという意見があるんです。実際には市の許可要件ではないと思うんですけども、やはりいろいろ誤解を、市ができることとできないことと、その辺のところはまだはっきりされてないと思いますんで、こういう再生可能エネルギーはこれからとても重要だと思うんですけども、そういう大規模なことが計画されたときに、市ができることとできないこと、この辺わかりやすく説明できたらお聞かせ願いたいと思います。

○佐々木環境衛生課長

風力発電、大規模なものについては当然、環境影響評価書ということで環境影響評価を实际します。許可権限は、国、それぞれまた県にも国の基

準よりちょっと縛りがきつい条例規則がありまして、そういったことで、風力であれば、国では、それぞれの事業によっては違うんですけど、第1種事業であれば国では1万キロワット、太陽光であれば4万キロワット、2種事業であれば7,500キロワットから1万キロワットが風力で、太陽光が3万から4万キロワット、県の規則であります。今度来年4月1日から改正予定でございますが、それにつきましては、風力発電が5,000キロワット、太陽光発電が2万キロワットということで規制が厳しくなっております。

基本的な考え方は当然国や県に許可権限がございますので、市としては、そういった縛りをかけるってところの条例はございません。そういった中で急傾斜地の危険区域とか、土砂災害等の規制とか、林地であれば1万平米の規制とかって、それぞれの法律の中で、そういった規制があって、要は事業者がそういった規制の中で規制がかからないところを、太陽光パネルを設置したりってような状況でございますので、市としてはなかなかそれに対して規制をかけるってことができてないって状況でございます。

本会議の一般質問の中でも、そういった再生可能エネルギーの条例について検討をしますというようにご回答をさせていただいております。うちのほうでも、そういったことでいろいろ検討をしておりますが、基本国・県で規制をかけているところ、市が上乗せで規制をかけるということはなかなかできないだろうということで、それぞれの法律等、景観なら景観でこの区域、農振なら農振でこの区域とか、そういったそれぞれの条例で規制をかけれるところについては、できませんよというところぐらいしか書けないのかなと。

実際上島とか愛南町で、そういった条例がございますが、そこについても、事業者の名前の公表程度しかできてないって状況と、住民の意見を必ず聞いて意見書を出してくださいよという書き方になってますので、市が再生可能エネルギーの関係で規制をかけるということになると、そういった市民の同意を必ずとってくださいよ。それで、どうしてもその環境に影響があると、市長がそういったことで考えた場合は、審議会で諮るというところで、意見として、そういうのを事業者に出すという程度の条例になるのかな

と考えております。

○信宮委員

大体わかったんですけども、やはり中町の上なんかでも重伝建地区と並べて非常に景観が見たところ悪い。今のところは規制できるものがないということで、今回の環境基本条例の制定で基本を示して、また、その後に、こういった再生可能エネルギーのいろんなところが乱立を規制するようなことを、次第にやっっていこうという考えはございますか。

○佐々木環境衛生課長

国・県の法律で、それ以下の事業になるところについては、市としてもなかなか規制は難しいだろうと。そういったことで事業者には協力依頼の、そこで同意を得られないようであれば、事業者名の公表ということになろうと思います。なかなか市で独自に厳しい規制をかけるというところは難しい状況であろうと考えております。全国で見ても、そういったなかなか事例はない状況ですので、どうしてもそういった条例をつくらないといけないっていうところになった場合に、なかなか難しいのが現実です。

○二宮委員

2点ちょっとお伺いしたいんですけども、1点は課長の説明にも出てきて、今信宮委員も言われた景観条例ですね。景観条例自体は西予市に今あると思うんですけども、今回の特に鬼窪のところの太陽光とか、見た目がどうしてもいいとは思えんですけれども。ああいうのは景観条例とかに検討したことがあるのかというのが1点と。

もう1点は、今課長が説明されたように、国・県の基準でされるものを、市がどうのこうのできないというところは理解できるんですけども、私自身は風力、太陽光とともに、自然エネルギーというのは必要なことで、今後も、それはもう大事なことだと思ってるんですけども。一番市にかかわってほしいと思うのは、安心・安全なんですよね。見た目も、あそこの太陽光はそうなんですけれども、何か見た感じなんか怖い。今の土砂災害のこういうことを考えたときに。そういうことだけはしっかり、前のどっかでも僕言ったんですけど、建設課やったかな、いろいろ言ったんですけども、そこんところはやっぱり市がきちんと現地の調査をして、例えば何ミリの雨が来ても大

丈夫ですよとか、そのぐらいの担保がないと、下に住んどる人は本当おちおち寝てもおれんなどという気がするんで、そこはやっぱり市がかかわるべきじゃないかなと思うんですけども。その2点だけちょっと質問させていただきます。

○佐々木環境衛生課長

今ほどの市の景観条例なんですけど、一応区域がありまして、実際の景観条例に入っている区域っていうのが中町の区域しか入ってないので、要はそれを、範囲を超えてっていうのは、うちも規制をもしかける場合、景観条例で規制をそういうところはだめですよって入れたとしても、その景観条例にあるその区域が入ってるかどうかっていうところになりますので、そうなるとその景観条例の中の区域を検討していくっていうような方向になろうと思います。景観区域を市全体で今度縛りをかけていくと、個人が太陽光やりたいよって言ったときに、全部縛りがかかってしまうっていうところもあるので、そうなるちょっと個人の財産の関係との影響もありますので、その辺は注意をして検討していきたいなどは考えております。

それと安心・安全が担保できる、そういった市の調査っていうところのお話でございますが、当然国・県等の許可を得る段階では当然調査を全てしております。そういったことで国・県が許可を出したものを市が調査して、これだめですよっていうわけにはいけない話であって、要は規制から当然、規制の基準以下のところについては、届け出を一応考えておるんですけど、そういった発電事業をするときには市に届け出をさせていただきよというところで、そこら辺の申請書類等を見て、市としてどうかっていうところは、関係課、建設課なり、そういった事業系のところでまた確認はさせていただいてっていうことになるのかなと思っております。

○二宮委員

ちょっと1点だけ。今課長が答弁していただいたことは理解できるんですけども、国・県が許可したということが、我々がですよ、思うのに書面上で、例えばやっとなるんじゃないかという、書面上で基準を達成して許可が出るんじゃないかと。実際現場で見ると、その工法でどういう建て方したかということによって、危険本当にないのかなという、やっぱそこをしっかりと市が勧奨していただきたいなという、もちろん国が決めた

ことを市がノーとは言えないかもしれませんが、県に対して、こういう状況ですとかいうことはしっかり言える、そのぐらいいは言わないと市の価値が僕はないと思うんで、ぜひ担当課としてまた検討をお願いしたいなと思います。

○酒井委員

今の言葉ですけど、やっぱり市役所は市民、県民より市民のほうが大事なんです。だから市民の安全・安心のためだったら、国が許可をしても、ノーはノーで後から許可したやつでも言うことによって、次に県や国もある程度、実地とか、しっかり市のほうも聞くようになるわけですから、いけなかったことは、やっぱりいけませんよとただし、あなた方が許可したんだから責任をとりなさいよと、こういう話になるんです。だから、市民大事で考えたら、国が、もし、ほかの市にとってはいいとしても、西予市にとっていけないことだったら、ノーというだけの腹づもりで市民のためにやってください。

○加藤副委員長

西予市環境審議会を置かれるということでございますが、そのメンバーが学識経験者であるとか、市民団体の代表者、事業者の代表者などとなっておりますが、具体的にはどういう方をお考えになってるのかお教えてください。

○佐々木環境衛生課長

まだそちらについては今現在検討中でございますので今後決めていきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第159号「西予市環境基本条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、環境衛生課所管分についてを議題といたします。

佐々木課長より説明をお願いいたします。

○佐々木環境衛生課長

それでは議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」環境衛生課所管分についてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、西予市衛生センターの維持管理に伴う債務負担行為の設定であります。予算書6ページをお開き願ったらと思います。

第3表、債務負担行為の上から8行目、西予市衛生センター管理運営業務委託について、令和2年4月1日から業務を実施する必要があることから、令和2年度、限度額を1億1513万3000円とし、年度内に債権者を決定するものであります。

以上で、環境衛生課所管分の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

説明は以上であります。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、生活福祉部及び福祉事務所の審査は終了でございます。

本会議において当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後0時24分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長